

国税 収納金 資金 整理 資金		納税告知書・領収証書		申告番号		第		号	
(納税者) 住 所 氏名又は名称 代理人 [] 国 庫 金				(受 入 科 目) 納付の目的 納期限 令和 年 月 日 限 納付場所		令和 年度 本 税 延 滞 税 合 計 額		(取 扱 庁 名) 千 百 十 万 千 百 十 円	
右のとおり納付して下さい。なお、延滞税は所定の方法により計算し、該当欄に記入のうえ、納付して下さい。 令和 年 月 日 (国税収納金整理資金に関する職名 官職氏名)				上記の合計額を領収しました。 令和 年 月 日 領収者 (領収者名又は日本銀行取扱店名)					

備 考

- 1 用紙の大きさは、各片ともおおむね縦9 cm、横21 cmとする。
- 2 各片は、1片をのり付けその他の方法により接続するものとする。
- 3 各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
- 4 納税者の住所及び氏名又は名称、受入科目、年度、取扱庁名、申告番号、番号、納付の目的、納期限、納付場所並びに金額（延滞税の額及び合計額を除く。）は、この告知書の発行者が記載するものとする。
- 5 納税者の住所及び氏名又は名称、代理人、受入科目、年度並びに取扱庁名のすべてが同一である二以上の関税については、これらを一括して1枚の納税告知書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、1件別の内訳を付記するものとする。
- 6 分任国税収納命令官（分任国税収納命令官代理を含む。以下同じ。）が取り扱う関税に係る納税告知書にあつては、各片中「（取扱庁名）」とあるのは「（取扱庁名及び分任国税収納命令官在勤官署名）」とする。
- 7 本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物若しくは令第三条第二項第一号（賦課課税方式を適用する貨物の指定）に掲げる貨物又は輸入される郵便物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合で、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項（日本産業規格）に規定する日本産業規格をいう。）X 0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の4に掲げる事項を印字する方法によることができる。
- 8 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、延滞税の欄を省略することその他所要の調整を加えることができる。